

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

須坂市長 三木正夫

市町村名 (市町村コード)	須坂市 (20207)
地域名 (地域内農業集落名)	仁礼・豊丘地区 (仁礼・豊丘(大字塩野、大字米子、大字亀倉、大字仁礼、大字栃倉、大字豊丘))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み、農家人口が減少しており、後継者や担い手の確保が困難な状況である。また、農地の集約化ができておらず、農地の多くが狭小で傾斜地のため、機械による効率的な営農が困難である。特に山沿いの農地の荒廃農地化が進んでいる。また、平成30年と令和5年を比較すると鳥獣による被害は減少しているが、電気柵の維持管理が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯では引き続き水稻を栽培していく他、気候変動に対応した作目への転換を検討する。農地の集約化を進めていくが、地区内での農業者が不足していることから他の地区、地域外からの担い手も視野に入れながら後継者や新規就農者を確保していく。高齢化に伴い、電気柵の維持も困難になっていることから、電気柵を管理しやすい体制を目指し、電気柵以外の鳥獣害対策も検討する。行政や農業関係機関と連携し、地域農産物のPR、新たな販路の開拓を通じて農産物のブランド化を推進し、農家所得の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	341.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	341.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。ただし、電気柵の外側については原則として農業上の利用が行われる農用地に含めない。
以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和8年4月30日までHP上開催)において地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。
・須坂市大字亀倉218番1 3,474m²の内1,651m²

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、傾斜地にある農地については、農地の集積・集約が困難な場所もあることから、他地区の担い手や地域外からの新規就農者の受入れを促進するものとする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
新規就農者や新たな担い手に対して、農地中間管理機構の活用を推進していき、集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備可能な農地について区画整理の実施や農道、用排水路及びかん水施設の整備など総合的な基盤整備事業について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、担い手となる人材の確保を目指していくため、須坂市及びJA等と連携し、農業体験や相談体制、情報収集と発信に努め、新たな担い手が早期に安定経営できるよう切れ目なく支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託に関する取組については、今後地域において検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の被害を軽減するため、須坂市やJAと連携し、電気柵の変更や更新、農地への農作物の残渣の廃棄等の周知や必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うなど、農作物や人的被害発生の防止に取り組む。
- ⑤ワインぶどう等の標高に適した品種の栽培を検討する。
- ⑦多面的機能支払いや中山間地域等直接支払交付金の対象エリアについては、地域が主体となり、農業生産活動、多面的機能を増進する活動を行い、農地を適切に保全・管理する。
- ⑩原則として金納とされているが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされた場合は、金納に代わり物納(ただし、米に限る)の取扱いができるものとする。